令和８年度 第２回広島県特別職報酬等審議会

日　　時：令和８年 10 月 30 日（金）　10:30～11:50

場　　所：県庁北館２階 第１会議室

出席委員：大野委員、小田委員、門脇委員、田房委員、松藤委員、山川委員
岡畠委員（web）、妹尾委員（web）

議　　題：特別職の報酬等を改定することについて

担当部署：総務局職員給与課 TEL:082-513-2242

会議の内容（議事録）

１　開会

２　議事

事務局から資料説明

【質疑応答】

（委員）

追加資料の６ページについて、本県の特別職の報酬等の水準は、全体的に高水準ということであった。なかでも、議長と議員が比較的高水準というように見受けるが、この理由を分かれば教えていただきたい。

また、比較対象として選定された６つの県についての選定理由は、各指標が類似しているということであった。４つある指標でそれぞれ見て、ということであったが、三重県と比較することについて、個人的には違和感がある。具体的に、どの指標でどの県を選定したかということを教えていただきたい。

（事務局）

前回平成 13 年の改定の際に、全国順位の状況を踏まえたうえで議論をしていただいているが、前回の改定後から順位が変わっていないという状況となっている。平成 13 年以降、他の都道府県で改定が行われていないということが要因と考えている。

三重県については、財政力指数が 16 位ということで、その点で本県と類似しているという取扱いとしている。

（委員）
　質問の１点目について、議長と議員が特に高いことの理由について、お願いしたい。

（事務局）
　議長と議員については、前回、一般職職員の改定率の累計を参考に改定を行い、その後改定が行われないまま順位が今のところに落ち着いている、という状況であると考えている。

（委員）
　もともと議長と議員は比較的高い水準であって、前回の改定を受けてそのまま上昇した、ということか。

（事務局）
　そういう認識である。

（委員）
　先ほどの二点目の質問であるが、三重県については財政力指数でみれば類似しているが、人口などその他の指標ではかなり差があるように思われる。他により比較にふさわしい自治体がないのか、ということ等がこの資料からは分からないので、質問をした。

（事務局）
　他に類似した自治体はなかったのか、ということであるが、例えば京都府は、指標としては広島県と近しいところがあるが、大阪市、神戸市と並ぶ京都市という中枢的な大都市を抱えていることから、県単位での比較はなじまないとして比較対象から外している。

（会長）
　今回の議論を円滑に進めるために、皆さまに事前に意見を伺った。その結果について事務局から説明をお願いする。

（事務局）
皆さまに、５つの指標（基準）に点数を付ける形式で、ご意見の提出をお願いした。
点数を集計した結果については、
指標(5)「県勢順位等の比較」が１位
指標(3)「国指定職の状況」が２位
指標(2)「県の管理職層職員の状況」が３位
指標(4)「民間の役員報酬の状況」が４位
指標(1)「県の一般職職員全体の状況」が５位
という結果であった。
指標に対する主な意見については、
指標(5)：
・ 現在の額が財政力指数、標準財政規模の順位から見て妥当ではないか
・ 財政規模が特別職の責任・業務に最も影響すると考えられ、県民の理解を得やすい
指標(3)：
・ 前回改定からの職責等の多様化・複雑化を考慮すると、国の例に倣うことには一定の合理的理由がある
・ 自治体の特別職という地位・職務職責に最も近い基準と考えられる
指標(2)：
・ 責任ある立場の職員との給与バランスを考慮できる
・ 県職員の給与改定に足並みをそろえることを基準とすれば、管理職層を参考にすることは合理的と考える
指標(4)：
・ 民間役員の責務・成果と公務である特別職のそれとは、必ずしも一致せず、指標としての相応性は低い
指標(5)：
・ 考慮要素の一つではあるが、主たるものと考えるべきではない
といった意見があった。

意見照会の結果については、以上です。

（会長）
それでは、指標に対するご意見を、皆さまからご発言いただく。
回答の内容と重複してもかまわないので、よろしくお願いする。

（委員）
指標(1)については、資料の 10 ページを見ると、行政職給料表適用職員の平均給与月額は約 410 万円で知事の給料月額の約３分の１程度であり、一般職の給与が上昇したから特別職の報酬等が上昇する、というのは適切ではないと思う。
指標(2)については、局長級職員の給与月額平均は知事の給料月額の半分程度であり、生活費や貯蓄率に直結する一般職の職員である管理職層職員の給与は、生活費等とはあまり関連性がない特別職の給料には影響しないと考える。
指標(4)については、一般企業の場合は利益配当の側面もあるので、税金が財源であるものとは違う、と考える。
やはり、財政規模などの比較という面から考えるべき。

（委員）
順位付けは、皆さんと少し違った形になっている。
全ての指標が重要な指標だと考えているので、順位を付けるのは難しい。
労働者の立場から申し上げると、一般職、管理職の職員の給与が上昇しているなかで、職責に応じた賃金体系ということが一定程度必要ではないかと考えている。
他県との比較ということも十分考慮しながら、ということにはなるが、私は「職責に応じた賃金体系」ということに重きを置きたい。3.7％という率がどうなのかということはあるが、一定程度の引き上げがあっていい、というのが私の意見である。

（委員）
一般職員、管理職層の職員、国の指定職、民間企業の役員の状況、それぞれ参考にするのはよいが、その改定率の数字を見るのはどうなのか、と考えている。他県の状況、財政状況、類似した自治体の状況、等を考慮した順位が、一般の人にもすんなりと入ってくるところがあると思う。それを見ると、広島県は相当高い水準にある、というのが第一印象で、引き上げることについて県民の支持を得ていくことは、非常に難しいのではないか。
それだけで決めるものではないかもしれないが、現在、議員や首長に対する風当たり、見方が非常に厳しくなっており、県民の感情も改定の要素として考えるべきではないかというのが、私の意見である。

（委員）
私は、指標としては(5)がもっとも重きを置く指標ではないかと考えた。考え方の背景としては、先ほどの委員の意見とほぼ同じである。
ただ、改定しないことが正しいのかというと、長期間改定がない自治体も多い中で、

今後各自治体が改定を実施した後の水準感として、広島県の各指標における状況にふさわしいところに着地できればいいのではないか、と考えている。

一般職職員の給与改定の状況は主たる考慮要素とはならない、という意見に、非常に納得感がある。それと比較して、資料５ページにあるこれまでの改定の状況を見ると、直近の４回は全て一般職の給与の状況を参考にしている。昭和 48 年の国の通知では「特別職の報酬等は、一般職の給与とは性格を異にする」とあり、これまでの改定は異質なものであったのかと、考えたが、このことについてはどうか。参考に伺う。

（事務局）

これまで、一般職の給与改定の状況を参考に改定を行ってきた場合が多い、ということについては、その時々の審議会で議論をいただいた結果、と受け止めているが、国の通知については事務局として承知をしたうえで、「特別職の過去の改定の状況」ということも参考とする項目の一つであり、総合的に勘案した結果、一般職の給与改定の状況を参考に改定を行った事例が多いものと考えている。

（事務局）

補足する。昭和 43 年通知、机上配布資料の６ページに、資料項目の一つとして「一般職の職員の給与改定の状況」が挙げられており、一般職の給与改定そのものを一つの参考にする、ということは示されている。ただし、昭和 48 年通知にあるとおり、それだけをもって判断することはおかしいのではないかということ。資料７ページに示されているとおり、一般職職員の職員に適用される給料月額に自動的に連動するようなスライド式で決めることがないように、という主旨で通知がなされているものと承知している。

（委員）

今回、昭和 43 年通知と 48 年通知があることを知り、全文を提供していただくようお願いした。前提として、地方自治体が特別職の報酬等を決める際に、この通知に拘束されるものではない。自治体の給与は条例で定めるという「給与条例主義」に鑑みても、この通知に従うことは必須ではなく、場合によっては、地域の事情を考慮せず通知に従った場合など、不適切な結果となることすらあると理解している。

しかし、今回の場合において２つの通知を見たとき、内容に特に不合理な点はないので、県として通知の内容を修正すべき固有の事情がある、ということがなければ、今回の審議においては基本的に通知の内容を出発点として考えるべきである。

まず、机上配布資料４ページ「二　特別職報酬等審議会について」「３　審議会への提出資料」をご覧いただくと、①人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、②当該地方公共団体における特別職の職員に関する

ここ数年来の給与改定の経緯、③一般職の職員の給与改定の状況、の３点が考慮要素であり、従来県が改定において重視してきた③一般職の職員の給与改定の状況は、考慮要素の一つとしては重要であると理解している。

次に、「別記」をご覧いただくと、前回までで提出された資料と、今回提出された資料があり、「７　議会の活動状況（審議日数）」については、当然自治体によって事情は様々であるので、単純に比較できないという事務局の説明のとおりであるが、７として掲げられているということで、一定の重要性はあり、地域の個別の状況を考慮した一つの参考資料となるものと理解している。

最後に、机上配布資料７ページの昭和 48 年通知は、スライド方式について出された通知ではあるが、２段落目「特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるものであって、生計費や民間賃金の上昇に相応して決定される一般職の給与とは自ずからその性格を異にし」という部分は、スライド方式である場合のみあてはまるものではなく、特別職の報酬等について、一般職とは異なる特殊性、固有性を説明するものであると考える。以上を踏まえたうえで、ふたたび昭和 43 年の通知の①～③をみると、③の重みづけは他の①②と比較して劣後するべきものと考えられ、したがって私は指標(1)に一番低い点数を付けている。

従来から広島県では「一般職の職員の給与改定状況」の考慮要素を重視しているが、冒頭申し上げたとおり、県の判断は当該関係通知に拘束されるものではないので、自治体固有の事情により独自の判断をした、ということであると理解している。先の述べた私見は、諸考慮要素について従来からの重み付けとは対照的な考え方での重み付けをしているので、その点どう考えるかを審議していただきたいと考えている。

結論としては、(5)に一番高い点数を付けている。人口・財政規模の類似した自治体の平均的な額より高い水準であり、選択肢の中では据え置きが現状において適切であると考えられるためである。

（委員）

皆さんの意見により、特別職の報酬等の決定の趣旨というものが理解できた。また、私も県民、住民の思いは大変厳しい状況だと考えている。一住民の思いとして、据え置きということを意見として表明する。

（委員）

私の意見は組織としての意見ではではなく、私個人の意見である、ということをまず申し上げておく。

指標(5)にもっとも高い点数をつけているが、これは「県民からの理解」ということを考えたときに、現に改定された場合の金額を見てみると、一番低い率でも、財政力指数、標準財政規模から見て相当順位が上昇することになる。そのことが県民の納得

が得られるのかどうか。特別職の職務が多様化して責任が増えている、ということが具体的に見えればよいが、今回は「長期間改定を行っていないため改定する」という背景があるのではと感じるところがあり、それが気になりこの点数としている。

特別職の方々の職責が重くない、と考えているわけではなく、当然責任は重く、新たな課題も多く出てきている。一定程度の引上げを考えるべきところもあると思うが、県民理解というところに重きを置くと、どうしても据え置きということになってしまう、というのが私の考えである。

また、全ての指標について、提案のあった改定率を当てはめると大きな金額となるが、引上げに賛成する意見もあり、職責に報いて引き上げるという答申をしたとしても、引き上げた後に一定の配慮、他の自治体のような抑制措置を行うということも考慮する余地があるのではないか、ということが意見である。

（会長）

皆さまからの様々な意見がある中で、結論を出していかなければならない。

ここで、意見照会の結果を受けて、事務局から追加の説明がある。

（事務局）

意見をとりまとめた結果、指標(5)が最高点ということであったが、ただ今のご審議の中で、

- 特別職の職責の重要性や多様化を鑑み、一定の引上げの必要があるのではないか
- 本県の現状を考えると大きく引き上げる必要は無いが、必ずしも据え置きを主張しているものではない
- 長年改定していない状況を踏まえ改定するとしても、他都道府県の状況を見て改定率を抑えるか、県勢順位等を踏まえて適切な順位となるよう、一定の配慮が必要

といった意見があったと認識をしているところ。

意見照会した５つの指標のうち、まず「指標(5)県勢順位等を踏まえた比較」と「指標(3)国指定職の状況」の２つの案に絞り込みをしたうえで、さらにもう１案として、「改定した場合の全国順位への影響が最小限となる改定率」を加え、３つの案の中で改めて議論をするということで、議論を進めて行くのはどうか、と考えている。

「改定した場合の全国順位への影響が最小限となる改定率」の具体的な率としては、「+1.6%」を考えているところである。

（会長）

まとめると、本日の議論は、どの指標を用いて決定に結び付けるか、というところになる。皆さま、数字に引っ張られたところもあるのではないかと思うが、その指標

として、「指標(5) 県勢順位等の比較(据え置き)」、「指標(3)国指定職の状況(+2.6%)」、もう一つ新たな案、３つ目の案として「改定した場合の全国順位への影響が最小限となる改定率（+1.6%)」、これらの３つの案でこれから議論を進めていくのはどうか、という説明であったと思う。
　この説明について、ご意見があればお受けする。

（委員）
　今の議論は、報酬等を上げる改定を行う、というのが前提となるのか。

（会長）
　そのような流れにはなっていないと思う。あくまでも、指標として出している５つに対して、どれを使っていくかということを議論しているもので、上げることを前提とした議論、ということではないと認識している。事務局はどうか。

（事務局）
　はい、事務局としてもそのような認識である。

（委員）
　わかりました。本日は、新たに提示された参考資料の説明をされた、という認識でよいか。

（事務局）
　はい、前回の審議会から追加をした資料の説明と、各委員への意見照会を踏まえて議論をいただく場、という認識である。

（委員）
　わかりました。

（会長）
　繰り返しになるが、どの指標を用いて今回の決定に向けて進めていくかということを議論しており、引き上げるという議論をしているわけではない、ということである。
　最後に、私から今後の進め方ということで、ご説明をさせていただきたい。意見照会の結果を見ていただき、議論をしていただいたたが、今回の議論をもって一つの意見に決めるということは難しいと考える。
　事務局からの説明にもあったとおり、今回は絞り込みを行うということにとどめ、改定の幅を抑える案を３番目の案として加え、次回の会議において、改定を行うかどうか、もし行うとすればどの程度とするか、という議論をしていきたいと考えている。

（委員）
会長からあった、３つの案から検討をしていくということには異論はない。
第３案として「+1.6％」と言う数字が示されたが、全国順位への影響を考えて「+1.6％」という、多少判然としない説明であった。なぜ1.6なのか、ということを説明できるような理論武装をする必要があると思う。
副首都構想の議論で「国内総生産（GDP）に対する割合が2.1％以上」というはっきりとしない数字が出てきているが、そのような捉え方をされないような根拠を持った上で、議論ができたらと思う。

（事務局）
改定率の数字については、改定を行うかどうかも含めてどのようなものになるか分からないが、しっかりと説明できるものを準備したいと思う。

（委員）
次回も、必要な資料は事前にいただきたいが、どうか。

（事務局）
事前に準備させていただく。

（会長）
それでは、異論はないようなので、今から申し上げることを本日のまとめとする。
・県勢順位を参考にしていく
・国指定職の状況を参考にする
・改定した場合の改定幅を抑える改定率としていく
という３つの案について、しっかりとその根拠を持った資料を事務局で作成していただいて、事前に皆様にお示ししてご意見をいただきたいと考えている。お忙しい中とは思うが、次回第３回に向けて皆さまのご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えているので、よろしくお願いする。

○　次回の会議開催予定を、12月４日（金）13:30～とした。

７　閉会